

## 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書

超高齢社会を迎える中で、介護労働者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足するとしています。2015年4月の介護報酬改定では、介護職員の賃金改善を促進するために、介護職員処遇改善加算が強化されました。しかし、基本報酬が引き下げられ、介護サービス事業者は厳しい事業運営を強いられており、これ以上の処遇改善を事業所に委ねることは困難です。人材不足は地域の介護施策に深刻な影響を与えるため、国の施策として人材確保・離職防止対策を推進するよう求めます。

介護施設の人員配置基準は、利用者3人に対して看護・介護職員1人以上となっていますが、多くの施設では利用者の安全や必要最低限の介護を提供する体制を確保するため、基準以上の職員を配置しています。法定基準を引き上げて勤務環境の改善を図ることは離職防止を進める上でも重要な課題となっています。

以上のことから、介護労働者の人材確保・離職防止対策及び安全・安心の介護を実現していくために下記の事項につきまして強く要請いたします。

### 記

- 1 介護職員をはじめとする、介護現場で働くすべての労働者の処遇改善を図ること。
- 2 介護保険施設の人員配置基準を、利用者2人に対して介護職員1人以上に引き上げること。また、夜間の人員配置を改善すること。
- 3 上記の項目の実現を図るため、国費で費用を賄うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成27年12月24日

伊 那 市 議 会

衆議院議長 大 島 理 森 様  
参議院議長 山 崎 正 昭 様  
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 様  
財務大臣 麻 生 太 郎 様  
厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 様